平成２９年（フ）第１７号
長野県上田市上田3181番地２　土屋住宅３号
債務者　橋詰　　章
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２５号
長野県茅野市宮川4719番地　イトウハイツ205号
債務者　小林　則明
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１９６号
名古屋市中川区供米田２丁目2103番地　ファミール清水Ｂ棟101号、住民票上の住所愛知県常滑市蒲池町５丁目173番地
債務者　水野　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１号
三重県津市乙部43番地
債務者　岡部みね子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目10番６－507号、前住所兵庫県宝塚市川面３丁目10番22号
債務者　小黒実千代
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市白浜町乙739番地２　グレーシィ姫路白浜の宮1111
債務者　和田　政博
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市白浜町乙739番地２　グレーシィ姫路白浜の宮1111
債務者　和田　茂子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８５号
広島市安佐北区亀山１丁目14番１－102号D
債務者　森川　公一
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
愛媛県今治市河南町２丁目２番28号
債務者　宮本　孝義
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１１号
愛媛県今治市河南町２丁目２番28号
債務者　宮本　慧子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第８７号
宮崎市太田２丁目２番34号　ドミール太田202号
債務者　宮﨑　哲史
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９３号
宮崎市霧島２丁目６番地２　山春ビル霧島115号
債務者　富永　康男
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目25番14号
債務者　前田千代美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目66番５－21号（錦江台住宅5021号）
債務者　岩田　純平
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市下荒田２－39－21　前田ハイツ303号、住民票上の住所鹿児島県日置市吹上町湯之浦1158番地３
債務者　地頭所　恵
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目７番12号
債務者　黒木　　聡
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係